

創業時の資金調達をバックアップ！

佐世保市中小企業創業資金

■金利:年0.7% ■保証料:佐世保市が全額補給

創業資金は低利率の制度資金を活用しましょう。

【融資対象】

次の要件のいずれかを満たし、佐世保商工会議所が協調金融機関への斡旋を行った方

- ①佐世保市に住所を有する事業を営んでいない個人が、1月以内に新たに事業を開始するもの
- ②佐世保市に住所を有する事業を営んでいない個人が、2月以内に新たに会社を設立するもの
- ③中小企業者である会社が、佐世保市で新たに中小企業者である会社を設立するもの
- ④事業を営んでいない個人が、佐世保市で事業を開始した日以後5年を経過していないもの
- ⑤事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立した日以後5年を経過していないもの
- ⑥中小企業者である会社が本市で新たに設立した会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの

【資金使途】

運転資金 設備資金

【貸付条件】

●融資限度額 : 1,000万円

※特定創業支援を受けた創業者については1,500万円まで拡大。

●利率 : 年0.7%

※特定創業支援を受けた創業者については年0.5%

●返済期間 : 運転資金7年以内 設備資金10年以内

●担保・保証人 : 法人の代表者を除いて不要

●保証料 : 佐世保市が全額補給

●お申込先 : 佐世保商工会議所

【取扱金融機関】

親和銀行 九州ひぜん信用金庫 十八銀行 長崎銀行 佐賀銀行 佐賀共栄銀行

福岡銀行 西日本シティ銀行 九州ひぜん信用金庫 佐世保中央信用組合

長崎県民信用組合 商工中金

※ 本資金は長崎県信用保証協会の保証承諾が必要です。

お申込・お問い合わせ先

佐世保商工会議所 中小企業振興部

TEL22-6121 〒857-8577 佐世保市湊町6-10